

みんなで多久市をきれいにしよう！
5月31日(日)は 県内一斉
「ふるさと美化活動」の日

去年は、各自治会や婦人会など、皆様のご協力により、約3,200人の参加のもと、市内に捨てられていた約3トンものごみを回収しました。

ごみの清掃などの美化活動は、環境を守るためにみんなで出来る身近な活動です。

ぜひ、そろって美化活動にご参加ください。



■問い合わせ

市民生活課 生活環境係

☎75-6117

軽自動車税の減免は申請が必要です

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳をお持ちの人が取得、または所有する軽自動車等（身体傷害者等と生計を一にする人が所有する軽自動車等を含む）のうち、次の一定の要件を満たす場合に、軽自動車減免が受けられます。

◆軽自動車税減免の要件

- ①身体障害者等が自ら運転するもの（本人運転）
- ②身体障害者等の通院・通学のために身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの（家族運転）
- ③身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（常時介護者運転）

※②③は、通院の期間・回数が条件を満たす場合のみ対象となります。

※普通自動車税（県税）の減免および福祉課が交付している福祉タクシー利用券との重複はできません。

昨年、本人運転で税の減免を受けた人は、昨年と申請内容の変更がない場合、自動的に更新しますので申請手続きは不要です。ただし、家族が所有している車両を本人が運転する場合、または家族運転の場合は、毎年更新手続きが必要です。

減免の対象となる障害の程度（等級）が、障害の種類ごとに異なります。

申請方法など詳しくは、班回覧いたします「軽自動車税減免についてのお知らせ」をご確認ください。

■申請の期限 6月1日(月)

有害鳥獣の駆除を実施しています！

■問い合わせ 農林課 農政係 ☎75-4825

多久市では、イノシシ等による農作物の被害が発生しているため、猟友会に委託し、有害鳥獣の駆除を行っています。駆除期間と市内一斉駆除の日程は次のとおりです。伝書鳩等飼育されている人は、市内一斉駆除日には放さないでください。

■駆除対象鳥獣 イノシシ、カラス、ドバト、アナグマ、アライグマ

■駆除期間 4月1日(水)～10月31日(土)

■市内一斉駆除日（すべて日曜日に実施します）

地区名	日程	時間
納所地区のみ	5月17日、24日	6時～9時
全域	6月21日、7月26日	5時30分～8時30分
	8月23日、9月27日、10月25日	6時～9時

■捕獲方法 銃器、捕獲おり、わなによる捕獲

■駆除区域 市内一円(官行造林、鳥獣保護区、禁猟区、公道を除く)

■野山に入るときは

万一の事故を防ぐため、山菜採りやハイキングなどで野山に入るときはご注意ください。目立つ服装でラジオを鳴らすなどして、人がいることを周囲にわかるように心がけてください。

～ 里親制度をご存知ですか ～

家庭のぬくもりを求めている子どもたちのために里親になりませんか？

里親とは…さまざまな理由で家庭で養育できないお子さんを、自分の家庭に迎え入れ、愛情と真心をこめて養育してくださる人です。

4種類の里親があります

養育里親	要保護児童を養育することを希望する里親（養育里親研修の修了が必要です）
専門里親	専門的な対応が必要な要保護児童を養育する里親（養育里親のうち一定の資格要件を有し、専門里親研修の修了が必要です）
養子縁組里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親
親族里親	要保護児童の両親その他要保護児童を養育する人が、死亡、行方不明または拘禁などの状態となったことにより、養育が期待できない場合に、扶養義務のある親族で、要保護児童を養育する里親（ただし、養育を委ねた場合、その親族が経済的に生活が困窮する場合に適用されます）

■問い合わせ

佐賀県中央児童相談所 ☎26-1212